

幼稚園・保育所等の広域利用について



広域利用とは、住所地以外の市区町村にある認可園を利用することです。

広域利用をするには、利用を希望する園が所在する市区町村が定める条件を満たし、承諾を受ける必要があります。



総社市に住民登録がある子どもが、総社市以外の園を利用したいとき
(転入後も引き続き元の園に通いたいとき 等)

- 認可保育所・認定こども園(保育部)・地域型保育事業の広域利用を希望するとき
 - ・保育所等の所在市区町村に利用申請の可否および必要書類を確認したうえで、総社市教育委員会こども夢づくり課に利用申請をしてください。所在市区町村の申請メ切に余裕をもって提出してください。
 - ・利用申請は可能でも、協議の結果、入園できないこともあります。
 - ・年度ごとに利用申請が必要です。協議の結果、継続利用できないこともあります。
 - ・総社市内の保育所等と、総社市以外の保育所等を同時に利用申請することはできません。
 - ・総社市内の保育所等を利用している子どもが広域利用を申し込むときは、総社市内の保育所は退園となります。
- 幼稚園・認定こども園(幼稚部)の広域利用を希望するとき
 - ・公立園・私立園とも総社市教育委員会こども夢づくり課に利用申請をしてください。
 - ・公立園の場合は、所在市区町村との協議の結果、利用できないことがあります。
 - ・私立園の場合は、施設から利用決定を受けた上で利用申請をしてください。

総社市以外に住民登録がある子どもが、総社市の園を利用したいとき
(転出後も引き続き総社市の園に通いたいとき 等)

- 保育所・認定こども園(保育部)・地域型保育事業の広域利用を希望するとき
 - ・利用申請の可否について、総社市教育委員会こども夢づくり課にお問い合わせください。
 - ・利用申請は住民登録がある市区町村にさせていただきます。
 - ・利用申請は可能でも、協議の結果、入園できないこともあります。
 - ・年度ごとに利用申請が必要です。協議の結果、継続利用できないこともあります。
- 幼稚園・認定こども園(幼稚部)の広域利用を希望するとき
 - ・公立園の場合は、総社市教育委員会こども夢づくり課にお問い合わせください。
 - ・私立園の場合は、施設にお問い合わせください。

